

第 5 次湯河原町行財政改革大綱

平成 24 年 2 月

湯 河 原 町

湯河原町行財政改革推進委員会

目 次

I	これまでの取組	1
II	行財政改革の継続の必要性	2
III	第5次行財政改革の基本方針	2
IV	第5次行財政改革の重点事項	2
V	推進方法	3

I これまでの取組

本町では、昭和 60 年から行政改革に取り組んでおりますが、平成 9 年 4 月に『脱・お役所仕事』宣言』をキャッチフレーズとした「第 2 次湯河原町行財政改革大綱」を策定し、「1 事務事業の見直し」、「2 親しまれる行政の推進・行政サービスの向上」、「3 公共施設等の整備及び管理運営方法の見直し」、「4 時代に即応した組織・機構の見直し」、「5 定員管理適正化の推進」、「6 職員の能力開発と意識改革の推進」を重点項目として、5 年間、行政と議会が一丸となって取り組み、成果を上げてきました。

引続き、平成 14 年度から平成 18 年度までを推進期間とした「第 3 次湯河原町行財政改革大綱」では、改革項目を各課が設定し、目標達成に向け努めてきました。

主なものは、①定員適正化計画を策定し、臨時職員等の活用により職員の不補充に努めたこと ②時差出勤や振替休日を導入し、時間外勤務手当の削減等諸手当を見直したこと ③補助金等を見直し交付の適正化を図ったこと ④観光会館の管理に民間資本を導入したこと ⑤工事等の設計図書の審査と適正な入札執行 ⑥議員定数を削減したこと ⑦水道事業債及び下水道事業債の借換措置による利子の軽減、などで、行財政のスリム化が図られてきました。

また、平成 19 年度から平成 23 年度までを推進期間とした「第 4 次湯河原町行財政改革大綱」では、「第 3 次湯河原町行財政改革大綱」を継続しつつ、「1 事務事業の再編・整理、廃止・統合」、「2 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）」、「3 定員適正化」、「4 手当の総点検をはじめとする給与等の適正化」、「5 第三セクター、地方公営企業及び公社等の経営健全化」、「6 経費節減の財政効果」、「7 福利厚生事業」の 7 つの事項を中心に、総務省から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に沿い、できるだけ具体的な数値目標や指標を用いる等、町民に分かりやすく明示した計画を策定することとし、より一層の行政のスリム化、財政の抑制を図りました。

Ⅱ 行財政改革の継続の必要性

本町では、従来から行財政改革に積極的に取り組んできたところですが、町民の皆様を第一に考えた行政サービスを、より効率的かつ効果的に提供するために、また、次世代を担う子どもたちに負の財産を残すことがないよう、これまで進めてきた行財政改革の流れを止めることなく、更に推進し、成果志向型のスリムな行政を進める必要があります。

Ⅲ 第5次行財政改革の基本方針

「ゆがわら 2011 プラン(湯河原町新総合計画)」で示されたまちの将来像『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』の実現を目指し、5つの基本目標に沿った各種施策を実現させるために、厳しい財政環境の中で、最小の経費で最大の効果を上げるためにも、行財政改革の推進は必要不可欠なものです。

本町では、第4次湯河原町行財政改革の成果を踏まえ、さらに議会をはじめ町民の理解と協力のもと、全職員を挙げて次の3つを基本方針として行財政改革を推進します。

- 1 簡素で効率的な行財政運営の推進
- 2 町民のニーズに対応した行政サービスの推進
- 3 町民と行政の協働による行政システムの充実

Ⅳ 第5次行財政改革の重点事項

- 1 簡素で効率的な行財政運営の推進
 - (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合
 - (2) 民間委託等の推進
 - (3) 定員適正化
 - (4) 手当の総点検をはじめとする給与等の適正化
 - (5) 第三セクター、地方公営企業及び公社等の経営健全化
 - (6) 経費節減の財政効果
 - (7) 町税等の徴収金の確保と自主財源の確保及び受益者負担の見直し

2 町民のニーズに対応した行政サービスの推進

- (1) 町民のニーズに対応した行政サービスの提供
- (2) 開かれた行政の推進

3 町民と行政の協働による行政システムの充実

- (1) まちづくりへの町民参加の推進

V 推進方法

この大綱の推進に当たっては、大綱に基づく取組について実施計画を策定して、取り組む事項ごとに具体的な目標と期間を設定します。

目標やその進捗状況については、町内の有識者や公共的団体の代表者で組織する「湯河原町行財政改革推進委員会」に報告し、評価を求めます。

また、広く町民の理解が得られるよう、毎年度、目標及び実績を公表します。

1 実施期間

平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。

2 基本姿勢

常に町民の目線で職員一人一人ができることを実践する環境づくりと意識改革に努めます。

3 推進体制

町内の有識者や公共的団体の代表者 15 名以下で構成する湯河原町行財政改革推進委員会に計画を諮問し、実績を報告します。

4 成果等の公表

行財政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、5 年間の取組を、できるだけ具体的な数値目標や指標を用いる等、町民に分かりやすく明示した計画（以下「行財政改革実施計画」という。）とその成果を公表します。

なお、行政運営を取り巻く環境の変化が予想されるため、各年度終了後に成果の公表と各項目の「検証」、「見直し」を行い、行政組織運営全般について点検を行います。